

○北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の適用期間を定める規則

制 定 令和 2 年 4 月 10 日規則第 5 号

最近改正 令和 5 年 3 月 1 日規則第 1 号

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（令和 2 年北海道後期高齢者医療広域連合条例第 4 号）附則の規則で定める日は、令和 5 年 5 月 7 日とする。

附 則（令 2. 4. 10 規則 5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 2. 9. 3 規則 6）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 2. 11. 26 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 3. 2 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 5. 19 規則 5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 8. 16 規則 6）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 3. 12. 2 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 4. 3. 1 規則 2）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 4. 5. 25 規則 4）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 4. 9. 16 規則 5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 4. 12. 5 規則 7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令 5. 3. 1 規則 1）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用期限の特例）

- 2 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年 11 月 22 日条例第 31 号）附則第 5 条で定める被保険者が令和 5 年 5 月 7 日までの間に新型コロナウイルス感染症に感染または発熱等の症状があり感染が疑われるときは、本則の適用を受けるものとみなす。